

FEG

第6回

フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ
業務委託仕様書

藤枝市産業政策課

第6回フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ業務委託仕様書

1 業務名

第6回フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ業務

2 目的

「藤枝の食」を基本テーマとして、生産者や市民、企業などが連携した「食」のまちづくりを「フード！スマイル推進事業」と称し、『“幸せになるまち” 藤枝づくり～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～』の理念のもと、藤枝市の新しい食の誕生や産業の交流、国内外の都市間連携強化及び情報発信、異業種連携を目指すため、その披露の場として「食」に関するフェスティバルを開催する。

また、男女共同参画・多文化共生課所管イベントの「ふじえだWorldフェスタ」を隣接する市武道館で開催することにより、一層の賑わいを創出する。

3 契約期間

契約の日から令和5年11月30日まで

4 イベント開催日時

令和5年10月29日（日）午前9時30分から午後3時00分まで
（オープニングセレモニー：午前9時～）

5 会場

藤枝市民体育館・武道館（藤枝市駅前3-21-1）

6 業務委託内容

「藤枝の食」を基本テーマに食関連事業者が出展し、市民、産業界、友好都市間の相互交流を図るイベントを開催する。また、東アジア文化都市 2023 静岡県地域連携プログラム補助金交付要綱及び実施要領を遵守し、本市の食文化の価値、魅力、また藤枝ブランド（例えばオーガニックヴィレッジ宣言市として持続可能な有機農業の推進や藤枝MYFCとのコラボにより「食とスポーツ」や「サッカーのまち」としての発信、中部横断道開通（交通インフラ）を利用した山梨県や長野県からの出展の招へい）等を国内外へPRする場を創出する。

ついては、市民や参加者が有意義な時間を過ごせる場となるよう、下記のとおり本フェスティバルの企画・管理・運営等を委託するものである。

(1) 委託内容

- ① 企画（トータルプラン）の提示及び実施に関する運営管理業務
- ② 会場装飾に係る企画・設営・管理・撤去等の業務

7 業務委託条件

(1) 企画に関する事項

- ① フェスティバルのトータルプラン（会場レイアウト図を含む）を提示すること
 - ② 藤枝ブランドや農商工連携等による新商品や地場産品、農産物など市民に広く市内食産業を知っていただくための企画を含む提案であること（例：ふじのくに食の都づくり仕事人による地産地消お弁当ゾーン等）
 - ③ 国内外の友好都市と市民の交流を深める企画を含む提案であること
 - ④ 屋内スペース及び屋外スペースには出展用ブースを設置し、食関連事業者や友好関係都市が出店できる企画を含む提案であること
 - ⑤ 提案企画に基づく開催によって本市が得られると見込まれる効果を記載すること
 - ⑥ 会場内の動線を検討し、全体を来場者がくまなく訪れるように工夫すること
 - ⑦ 多くの市民に来場していただく告知及び工夫をすること
 - ⑧ 集客力があり全ての年代の人が楽しめる食イベント企画（ステージ等）であること
 - ⑨ 上記⑦⑧について、マスコミや情報誌等の活用について検討すること
 - ⑩ 「フード！スマイルフェスティバル in ふじえだ」ロゴマークの周知・活用に努めること
 - ⑪ 説明会を開催し、また出展者との連絡を密にし、得た情報を藤枝市担当課に連絡すること
 - ⑫ その他、藤枝市担当課が必要とする軽微なものへの対応を図ること
- (2) 管理・運営に関する事項
- ① 会場使用期間（準備～片付け・清掃）は、令和5年10月28日（土）午前9時から10月30日（月）午前11時30分までとする
 - ② 会場設営、装飾（看板・モニュメント等）及び撤去を行うこと（雨天時も十分に目的達成ができること）
 - ③ 会場の周辺の駐車場等案内看板の設置・撤去を行うこと
 - ④ 総合受付案内所を設置すること
 - ⑤ 駐車・駐輪に対する対策を行うこと
 - ⑥ 会場の光熱水設備を用意すること
 - ⑦ 会場・周辺の交通整理等の警備員を設置すること
 - ⑧ 来場者・出展者に対しての傷害保険に加入すること
 - ⑨ 藤枝駅周辺からの誘導を行うこと（駅北側～しゃばストリート同時開催）
 - ⑩ 各小間には出展者名の看板を設置すること
 - ⑪ 屋内利用箇所床のシート敷を行うこと
 - ⑫ 雨天が想定される場合には傘袋を用意すること
 - ⑬ フェスティバルに向けた会議には、必要に応じて最低1名のスタッフを派遣すること
 - ⑭ イベント当日は10名以上のスタッフを配置し、円滑なイベント運営に努めること
 - ⑮ 駐車場の一部を使用して、入口アーチ、屋外出展用テントの設置、撤去を行

うこと※飲食・レストコーナーを設けること

- ⑯ 屋内出展用のブースの設置、撤去を行うこと。ブースの後方にバックパネルを設置すること。※飲食・レストコーナーを設けること。また、体育館内スタンドは原則使用禁止とすること
- ⑰ 屋内外の小間には、標準装備品として、椅子4脚・机(1800×450 白布付き)2台を設置すること
- ⑱ 屋内外用放送設備等を設置すること
- ⑲ ステージ上の装飾のためのバックパネル等を設置すること
- ⑳ 必要に応じ出展者の露店営業許可及び検疫等の対応を図ること
- ㉑ 出展者から出店料(5,000円/店)及び標準装備品以外の装備品料(実費)を徴収できること(ただし、友好都市等PR枠及び友好都市物販枠など市ブース及び市が招へいした出展者等については、出店料は免除とし、標準装備品以外の装備品料は、別途協議により定める額を超える場合のみ徴収できるものとする。また徴収した出店料等は受託者の収入とするので、委託経費の削減に努めること)

8 イベントに関する留意事項

- ① 「7 業務委託条件」を着実に遂行すること
- ② 来場者のスムーズな誘導、雨天時の対応策を検討し、実施すること
- ③ 出展者のスムーズな搬入出への配慮を行うこと
- ④ 環境に配慮したゴミ処理対策を行うこと
- ⑤ 子供・老人・障害者への配慮を行うこと
- ⑥ 開催中・開催後の会場清掃を行うこと
- ⑦ 来場者全員が楽しめる企画を提案・実施すること
- ⑧ 開催目的に沿った企画を提案・実施すること
- ⑨ 体育館ステージの有効活用を図ること
- ⑩ 事故・緊急時の連絡体制を整備すること
- ⑪ 経費の削減(市職動員による人件費削減やチラシ等へのスポンサー広告掲載等)を図ること
- ⑫ 市内事業者の活用・活性化に繋がる工夫を行うこと

9 その他

(1) 委託料の対象外とするもの

- ① 会場使用料
- ② 藤枝市が保有する備品(車椅子等)の使用料
- ③ 各出展者の小間内装飾費及び標準装備品以外のものに係る経費(ただし、出展者から実費を徴収すること)
- ④ 友好都市等PR枠及び友好都市物販枠など市ブース及び市が招へいした出展者等の出店料
- ⑤ 友好都市等PR枠及び友好都市物販枠など市ブース及び市が招へいした出展者等の標準装備品以外の装備品料のうち、別途協議により定める額を超える

もの

⑥ 施設内の備品で椅子 280 脚、机 30 台の借用が可能

1 0 成果品

納入成果品は下記のとおりとし、納入先は藤枝市産業振興部産業政策課とする。

(1) 事業実績報告書類 1 式

事業実績報告書（実施日時、会場、参加者、内容、来場者数、効果、成功した点及び改善すべき点を明記するとともに、仕様に定める項目を実施したことがわかる内容であること）及び記録写真

(3) 打合せ協議記録簿 1 部

(4) 広告宣伝に作成したもの（チラシ等の紙媒体・動画等のデータ） 1 式

(5) (1)～(3)のデータを記録した電子データ 1 式

MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイル

※ 業務完了後は、速やかに事業実績報告書及び電子データを納入すること

※ 報告書は日本工業規格A4判で簡易製本するものとし、図面・グラフ等は適宜カラー印刷とする

1 1 契約上の留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること

(2) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）

(3) 受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、受託者において全ての手続きを行い、使用にかかる費用も全て負担すること

(4) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと

(5) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面により藤枝市の承諾を得たときは、この限りではない

(6) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちに藤枝市に無償で譲渡すること

(7) 藤枝市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと

(8) 受託者は、業務実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする